㊨

石川地方最低賃金審議会の意見に関する公示
石川労働局一般公示第 60 号

令和８年 10 月 27 日石川地方最低賃金審議会から石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、石川県の区域内で自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第８条の規定に基づき令和８年 11 月 11 日までに石川労働局長あて（金沢市西念３丁目４番１号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年 10 月 27 日

石川労働局長　常盤　剛史

記

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金最低賃金の改正決定に係る石川地方最低賃金審議会の意見の要旨

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金最低賃金を次のように定めること。

１　適用する地域
石川県の区域

２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
⑴　自動車・同附属品製造業
⑵　自転車・同部分品製造業
⑶　⑴又は⑵に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑷　純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴又は⑵に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18 歳未満又は 65 歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１３９円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日